

平成二年三月

蟹江市歴史民俗資料館

年報

第十冊

目次

蟹江町歴史民俗資料館十年史	
一、蟹江町歴史民俗資料館の設立・開館	1
二、位置ならびに施設の概要	4
三、「沿革誌」より	9
四、資料の収蔵・保管	14
五、展 示	33
六、調査・研究	43
七、情報提供	48
八、教育普及	50
九、利用状況	70
十、文化財	75

蟹江町歴史民俗資料館十年史

一、蟹江町歴史民俗資料館の設立・開館

1. 蟹江町郷土館

蟹江町歴史民俗資料館（以下資料館と略記することが多い）の設立は、旧蟹江町郷土館（以下郷土館）の意義、形態を発展継承させたものである。従って郷土館について略述することは、資料館設立前史にかかわる第一ページ基礎に当る重要事項としてここに記すものである。

郷土館は「蟹江町郷土館設置条例」（昭和四十四年九月一八日）及び「蟹江町郷土館の設置ならびに管理運営に関する条例」（昭和五十二年）により設置運営されてきたもので、その意義利用状況については「蟹江町史」（昭和四十八年三月刊行）には次のように述べられている。

「郷土館は、最近の蟹江町の都市化がいちじるしく、

町民が昔から親しんできた生活用具や営業に用いた道具、資料などが漸次消滅していくのを惜しんで、これらを一ヶ所に収集・保存し、現在及び将来の町民に展示するためにつくられた。開館は昭和四十四年一月一日で町制八〇周年を記念して行われた。現在、一般町民などから寄贈された千余点を所蔵し、毎月第二、第四日曜日に開館して、一般の観覧に供している。現在は本町字域の旧図書館である」

資料館所蔵の「郷土館資料台帳」によれば、呼びかけに応じて一〇二個人又は団体から一、三七七点の資料が寄せられたもので、事業としては、

- (1)文化財及び文化財関係資料（以下「文化財等」といふ）の収集と保管ならびに展示に関すること
 - (2)文化財等の調査研究に関すること
 - (3)文化財愛護思想の普及高揚に関すること
 - (4)文化財等に各種印刷物の発行に関すること
- があげられている。

郷土館は旧図書館跡―更に旧態をいえば、東海銀行